



災害時等における近畿地方整備局管内の災害応急対策業務及び  
建設資材調達に関する協定書




国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）と、一般社団法人福井県建設業協会、一般社団法人滋賀県建設業協会、一般社団法人京都府建設業協会、一般社団法人大阪建設業協会、一般社団法人兵庫県建設業協会、一般社団法人奈良県建設業協会及び一般社団法人和歌山県建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における近畿地方整備局管内の災害応急対策業務及び建設資材調達（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）



第1条 本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害（以下、災害という。）が発生、又は発生するおそれがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。


（業務等の実施範囲・対象施設）



第2条 業務等の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。なお、業務等の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲と乙が調整の上、実施するものとする。

- 一 甲が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する地方公共団体の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 三 前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が要請する国内における甲の管外の災害発生箇所（甲の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む）

（災害応急対策業務）



第3条 甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

- 2 甲は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式等により、乙に会員の使用可能な建設機械、資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「会員の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。ただし、甲の管内で非常体制基準に達した災害（震度6弱（大阪市内は震度5強）以上の地震）が発生した場合、乙は、前項の要請を待たずに、会員の情報の収集を開始し、甲への報告に努めるものとする。
- 4 前項の報告等を踏まえ、甲は、会員の情報により、災害応急対策業務を実施する乙の会員を特定し、出動を要請するものとする。
- 5 甲は、前項の規定により出動を要請する乙の会員を特定した場合は、その内容を乙に通知するものとする。

- 6 乙の会員は、甲から前項の通知要請があった場合、甲若しくは甲の事務所等の長の指示を受け、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資材等の調達)

- 第4条 甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。なお、要請の内容及び手順等については、別途甲及び乙が協議の上あらかじめ定めておくものとする。
- 2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。
  - 3 甲は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、建設資材等の調達を実施する乙の会員を特定し、調達を要請するものとする。
  - 4 甲は、前項の規定により調達を要請する乙の会員を特定した場合は、その内容を乙に通知するものとする。
  - 5 乙の会員は、第3項の規定により調達の要請を受けたときは、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長の指示する場所に調達を実施するものとする。

(業務等の実施体制)

- 第5条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制（乙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。
- 2 乙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資材等」という。）の数量を把握し、協定締結後、速やかに甲に報告するものとする。なお、本協定の有効期間を延長した場合、乙は、技術者及び建設資材等について速やかに報告するものとする。
  - 3 乙は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において迅速に業務等ができるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(地方公共団体等からの要請)

- 第6条 甲は、管内の地方公共団体等から甲に第3条（災害応急対策業務）、第4条（建設資材等の調達）の業務等の要請があったときは、乙に第3条第1項（災害応急対策業務）、第4条（建設資材等の調達）に基づく業務実施の要請の他、地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。
- 2 甲は、被災状況に応じて、第1項に関わらず、被災地方公共団体の位置する整備局等と調整の上、管外の地方公共団体等からの要請を受けたときは、乙に地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。

(本協定の効力)

第7条 本協定で締結された内容を円滑に推進するため、甲の事務所等の長と関係府県の乙は細目協定を定めることができる。

なお、本協定は、甲若しくは甲の事務所等の長と乙又は乙の会員が締結する同じ目的の協定を妨げるものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長は、第3条（災害応急対策業務）の規定により乙の会員に出勤を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出勤の内容に係る契約を締結するものとする。第4条（建設資材等の調達）の規定により乙に調達を要請したとき》は、遅滞なく、乙又は乙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

(保険加入)

第9条 乙又は乙の会員は、労災保険に加え、本協定に基づき災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結しておくよう努めるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第10条 甲は、本協定に基づき乙又は乙の会員が実施する業務等の円滑な遂行およびその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、乙及び乙の会員と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

2 本協定を用いた甲の要請に基づき活動する場合には、乙又は乙の会員はTEC-FORCEパートナーとして活動し、被災地において広報や災害応急対策業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施することを基本とする。

(訓練の実施)

第11条 甲及び乙並びに乙の会員は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了するときも同様とする。

2 本協定締結後、甲又は乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(損害の負担)

第13条 乙又は乙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その損害の負担については、公共工事標準請負契約約款又は公共土木設計業務等標準委託契約約款に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

2 第6条（地方公共団体等からの要請）の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、乙に要請した業務等については、乙又は乙の会員は当該業務等を必要とした地方公共団体等と協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書8通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

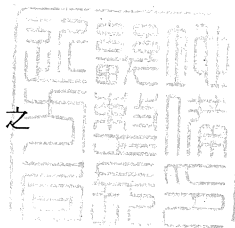
(附則)

この協定は、平成18年3月20日付けで締結した「災害時等における近畿地方整備局所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」を改定し、令和8年4月22日から適用する。

令和8年4月22日

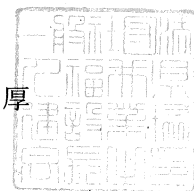
甲 国土交通省近畿地方整備局長

齋藤 博之



乙 一般社団法人福井県建設業協会会長

山本 厚



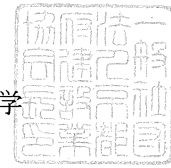
一般社団法人滋賀県建設業協会会長

奥田 克実



一般社団法人京都府建設業協会会長

小崎 学



一般社団法人大阪建設業協会会長

錢高 久善



一般社団法人兵庫県建設業協会会長

三木 健義



一般社団法人奈良県建設業協会会長

山辺 元康



一般社団法人和歌山県建設業協会会長

中井 賢次



